

日南	特別委員会の設置
鹿児島	市町村合併に関する調査特別委員会
鹿屋	市町村合併特別委員会、全員協議会
串木野	市町村合併調査特別委員会の開催
指宿	全員協議会、特別委員会
出水	合併問題特別委員会の開催
国分	特別委員会設置及び合併協議会への参加
石垣	特別委員会設置

3. 市町村合併に関する住民投票の有無

平成 16 年 6 月現在において市町村合併に関する住民投票が実施されたのは、新津市、塩山市、韮崎市、日光市、岩槻市、志木市、四街道市、尾西市、羽島市、長浜市、平田市、因島市、小野田市、枕崎市、串木野市の 15 市となっている。

今後住民投票を予定しているのは、二本松市、栃尾市、古河市、加須市、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、吉川市、佐原市、白井市、池田市、守口市、泉南市、阪南市、中間市の 16 市となっている。

4. 合併に伴い制定した議員提案による条例

合併に伴い制定した議員提案による条例は次のとおりとなっている。

「羽島市の合併について住民の意思を問う住民投票条例の制定について」(羽島市)

「長浜市の合併についての意思を問う住民投票条例」(長浜市)

「佐伯町及び吉和村の編入に伴う廿日市市議会委員会条例の適用の特例に関する条例」(廿日市市)

「東葛飾郡関宿町の編入に伴う野田市議会委員会条例の特例に関する条例」(野田市)

〔9〕 その他

1. 執行部の審議会への議員の参画について

各市の回答によれば、法令で定められている審議会を除き参画しない傾向にある。

① 各市の運用については以下のとおり。(抜粋)

釧路	都市計画審議会（地方自治法規定有）
苫小牧	法令に基づくもののみ参画
滝川	法令に定めがあるもののみ参画
砂川	参画していない（法的に参画が義務づけられているものを除く）
富良野	法等で定めのあるものを除く
北広島	法令に規定がある場合を除く
釜石	法令で定めのある場合を除き参画していない。
一関	参画していない（ただし、法令等に定めのあるもの以外を除く）
多賀城	法令、条例で規定されているものを除く
秋田	法律で定められているものを除き、参画していない
横手	法律で参画が認められている審議会等以外は、参画していない

大館	法的に義務付けられているものに限る
村山	見直しを行い、法的根拠のあるものなど特定のものにだけ参画している
天童	法律等により義務付けられているものを除き参画していない
会津若松	法令等で定められている場合
新潟	参画の見直しについて執行部に依頼し、依頼のあったものに参画している
上越	関係法律で参画が義務づけられているものを除く
柏崎	法令・条例に基づくもの以外は参画を自粛している
新津	法令によるもののみ参画
十日町	法令等に規定されているもの以外には参画しない
栃尾	法令等で制定されているものに参画
白根	法的に議員の参画が義務付けられている審議会を除く
福井	法に定めるものを除き、原則参画していない。
長野	法令に定めのあるものの他、一部を除き原則参画しない
岡谷	上位法で定めのある場合以外は参画していない
立川	参画している（一部）
青梅	法令等に基づくもの、議長等の充て職以外の審議会等へは参画していない
稲城	法令で定めるもの以外は参画していない
羽村	法的に議員の参画が義務付けられている審議会等必要最小限としている
あきる野	平成15年に見直しを行い、一部の審議会については参画を廃止した
横須賀	法令等に定めのあるもののみ参画している
相模原	法規定のあるもの以外、参画していない
伊勢原	平成11年度の見直しにより、次のもの以外は参画しないこととした (1) 法律等に定めのあるもの (2) 他市との広域的な協議会 (3) 議会が特に必要と認めるもの
石岡	過去、参画とりやめを決定したが、近年複数の審議会等へ再び参画をしている。
栃木	法令で定めるもののみ参画
前橋	法律で定められているものを除き、審議会への参画を制限している。
所沢	見直しの結果、法令に定められているもの以外の参画をやめた。
狭山	法令等に特別の定めがある場合を除く
羽生	参画しているが、徐々に数を減らしている。
草加	都市計画審議会のみ参画
越谷	法令等により議員を選出することが規定されている場合
八潮	法に規定されている者のみ参加
千葉	法令等により、議員の選出が規定されているもの及び、特別な事情があると認められる場合を除き、参画しないものとしている。
佐原	ただし、法令等により規定されているものを除く
流山	法令で定められた審議会以外参画していない
浜松	法的に定められているもの及び広域的なものに最低限参画している。
沼津	H14に見直しをし、法によるものと議会として参画を要すると思われるもののみ、参画している。
御殿場	参画していない（法定のものを除く）
岡崎	原則として審議会には参画しないこととしたが、法的に参画が義務づけられている審議会以外で議長が参画の必要があると認めた審議会には参画している。
半田	法に根拠がないものは参画していない

豊川	14年度で見直しを行い、多くの参画を辞退した。
春日井	基準を定め、一部制限している。
碧南	参画していない（ただし、法令等により規定されているもののみ参画）
安城	法令等の規定によるもののみ参加している
常滑	H14 見直しを行ったが一部に参画
蒲郡	見直しによりほとんど参画をとりやめたが、一部残っている。
尾張旭	法令に定めのあるものを除き、原則として参画しない。
伊勢	法的に議員の参画が義務づけられている審議会のみ参加
大垣	参画しているが一部取りやめている
吹田	一部の審議会等への参画を見直したが、現在も引き続き見直しの検討をしている。
枚方	大半はとりやめている
茨木	一定の見直しを行い、必要最小限の参画にしている
大東	基本的には参画なし。議案にならないものを審議する審議会等及び都市計画審議会・総合計画審議会等一部参画あり。
摂津	法的に議員の参画が義務づけられている審議会は除く
高石	参画している審議会もあるが、数は減少している
長岡京	法的に義務付けられているもののみ参画している
大津	法令等で議員の参画が定められているもののみ参画
近江八幡	参画している（一部）
守山	法律で定めるもの、広域にかかるもののみ参画している
鳥取	見直し後、4 審議会へ参画している。
米子	議員が委員として就くことが法定されている審議会のみ参画
境港	原則不参加
安来	参画していない（法的に参画が義務付けられている審議会は除く）
岡山	原則として参画していないが、法的に参画が義務付けられているものか、他団体から依頼のあったものについては一部参画している。
笠岡	原則、審議会への参画は取りやめている。 法律や条例に基づく審議会には参画している。
東広島	法令に基づくものを除き、参画していない
下関	参画している（法律により議員の参画が求められているものに限り）
宇部	審議会の参画について見直しを行い、参画人数を減少させた。
山口	原則参画していないが、法令で定められているものについては参画している。
萩	原則として参画しないが、市民生活上重要であり議会として協力すべきものはこの限りでない。
岩国	参画している（法的根拠のあるものに限り）
高松	参画していない（条例等で就任が義務付けられている審議会のみ参画している）
大洲	参画をしない様、申し合わせている
中村	法的なものを除き参画していない
安芸	参画してよい決議をしているが法定外の委員に就任している例がある（市長要請その他）
須崎	一部参画している
前原	法律等で参画が定められているものへの参画のみに変更（平成 15 年 10 月から）
佐賀	参画していない（条例に定められている都市計画審議会委員を除く）
多久	参画している（一部）
佐世保	法的に議員の参画が義務付けられている審議会のみ参画している

八代	参画していない（原則として）
人吉	原則として、法的に議員の参画が義務付けられている審議会以外は辞退している
水俣	参画していない（法的義務付のものを除く）
宇土	平成 13 年 12 月議会において参画の見直しがあり、33 審議会のうち 19 辞退 14 就任
宮崎	平成 14 年度より、法律・政令に定めがある審議会以外は全て辞退している
鹿児島	参画している（法律、条例等に基づくものに限っている。平成 10 年度に見直し）
川内	法定のみ参画している
鹿屋	市長の諮問機関以外の審議会等へ参画
沖縄	法的事項のみ

2. 会派制について

平成 16 年 6 月現在において、「会派制を採用している」のは 642 市（91.5%）、「採用していない」のは 55 市（7.8%）、「その他」は 4 市（0.5%）となっている。

会派制を採用している 642 市の平均会派数は 5.8 会派となっている。

① 会派制のその他回答については以下のとおり。

諏訪	4グループ
都留	会派は 3 会派あるが、代表者会議、一般質問の代表者制は行っていない。
安来	所属議員 3 人以上が会派結成した時は議長に届出。議会運営委員会は会派所属議員数により選出。代表質問制なし。
平田	交渉会派ではなく、政務調査費の交付対象としての会派がある。（7 会派）